輸出自主規制の法と経済

黄　銘　傑

I．問題の提起と本稿の目的

輸出自主規制（Voluntary Export Restraint 以下 VER と略記する）とは，輸入国の政府または産業が輸出国の政府または産業との間で特定の商品につき前者への輸出を自主的に規制することを協定すること，あるいは後者（輸出国側）にそれを要請することである(1)。VER は，正式な政府間の協定を伴う限りでは一般に市場秩序協定（OMA）とも称されるが，多くの場合には政府間の協定を伴わず表向きには輸出国によって一方的自主的に実行される。VER は，輸出国の自主的な措置であるから，原則として輸出国の領土内で実行されかつ輸出国が一方的にそれを中止または修正することができるはずであるが(2)，実際上は，政府間に暗黙の合意が存在するため，あるいは輸出国が輸入国のより厳しい報復措置を恐れるために，輸出国から一方的に VER を中止することはほとんどないといえよう。

VER は，主として輸入国の国内産業の保護と雇用の維持に用いられるが，1970年代以降繊維・衣服，鉄鋼，工作機械，自動車，家電製品などの伝統的産業分野によく見られる。最近半導体などのハイテク産業分野にも，その姿が現れている。調査によると，1980年代の半ば頃 VER にカバーされる貿易量の割合が，世界貿易全体の10%，非燃料商品貿易の12%に達した(3)。この統計上の数字が，公に知られる VER に限られかつ多角的繊維取決め（MFA）が除かれた結果であり，新聞報道に公表されていないその他の VER と MFA を加えれば，VER の実際に占める貿易量は，この数字を上回ると思われる。

しかし，このような VER は，事業者自身の努力により相対的コストを下げても輸出量を上げられないため関税より厳しい貿易制限措置であること，二国あ

るいは少数国間で成立するVERが常に差別的傾向を有すること，またそれがGATT(貿易と関税に関する一般協定)の枠外で行われること[(4)]などの理由から，国際経済学者及び法学者の大きな関心を引き起こしている。かような性格を持つVERは，GATT 11条の数量制限禁止，1条と13条に定められている無差別原則[(5)]，10条の公表規定及びGATTの基本的マルチラテラリズム精神に違反するおそれがあるので，いわゆる「灰色地域」(grey area)[(6)]の状態にある。他方，国内市場においてVERは，輸出量を制限し，価格を引き上げる企業間の共謀行動を促進し，輸出国と輸入国の市場における競争を弱め得るので[(7)]，競争政策の観点からも大いに懸念されている。

ところで，VERの目的は，国内産業の調整と雇用の維持と言われているが，その目的はGATT 19条の緊急輸入制限(セーフガード)などの措置によっても達成できるであろう。それにもかかわらず，何故VERが選ばれるのであろうか。それには，次のようないくつかの理由がある[(8)]。まず，セーフガード規定には，輸入制限を行う国が，当該措置により影響を受ける国と賠償方法について協議し，協議が調わない場合には，輸出国は報復措置を執ることができると定められている。VERは，煩雑な賠償協議とその不調の結果としての報復を免れられるので，輸入国にとってはより好ましい手段である。次に，セーフガードの発動は，無差別原則に基づいて行わねばならないと解されているので，その結果すべての国からの輸入を一律に制限することとなる。ところが，国内産業に損害を与える輸入が特定の国あるいは少数の国に起因する場合には，あらゆる輸入を無差別的に制限することは，貿易紛争を起こしやすくなる。もし，損害のもたらす国から自主的に輸出を制限すれば，そのような紛争は回避される。更に，アンチ・ダンピングと相殺関税の調査に当たってVERによりその事件を解決できれば，不経済で手間のかかる手続きが不要になる。最後に，VERによる輸入の減少により輸入国内での当該商品の価格が上昇し，輸出国側が輸出価格をつり上げてVERの実行前に比してより多くの利益を獲得できることもあり得る。このことも，ときには輸出国がVERの実施期限切れであるにもかかわらず，それを続ける原因の一つである。これらの誘因のため，VERは，今や正式なセーフガード措置より国内産業の救済に盛んに利用されている[(9)]。しかし，VERは，このような二国間，より厳密に言えば，二国の産業界の側面から評価すれば有利かもしれないが，国際自由貿易体制を象徴するGATT規定の実効

性，世界資源の効率的運用，国内競争政策の目的並びに多数の消費者の保護などの側面から考えると，非難されるべき点が少なくない。そこで，本稿は，VERの経済及び法律に関する問題を検討することを通じて，VERの全般的解明を試みる。まず，VERの経済上の意義が検討される。そこではVERにより輸入国の厚生水準が低下することが，明らかにされる。次いで，VERがGATTと一致するか否かを調べ，ほとんどの場合VERが，GATTの規定と一致しないと思われることを述べる。更に，国内法の観点からVERを検討する。現代VERのパイオニアであるアメリカと日本のVERに関する運用が(10)，もっとも興味深いと思われるので，両国の通商法と競争法の規制を取り上げてVERの位置付けを究明する。そこでは，VERを円滑に働かせるため巧妙な法の運用と解釈がしばしば見られるが，政治紛争の拡大を避ける緩衝作用を有するVERの性格が，はっきり現れている。国際経済の相互依存関係がますます緊密になるにつれて貿易摩擦も絶えず発生する時代に，VERの出現それ自体には，必要性・必然性があるかもしれないが，経済的厚生，消費者の権利を害し，現行法規を逸脱して法の実効性を損なうような野放しのVERが許容されるべきでないことを論証することが，本稿の問題意識であり課題である。

II．経済的効果

VERは，通常輸出数量制限という手段で行われるから，VERについての経済効果の検討に際し，輸出数量制限と類似の効果を持つ輸入数量制限から出発することが適当であろうと思う。一般的に言えば，国際的に自由な物の流れを妨げる国境措置としては，関税と数量制限が挙げられる。しかし，関税の徴収により輸入数量を一定の限度まで制限できるとしても，関税措置には不確実性が生ずる。つまり，外国事業者が技術の革新と進歩により生産コストを低下させることができると，これまで制限されている輸入量を越えて大量に輸入されることになるかもしれない。この場合，輸入量をもとの水準に戻そうとすれば，関税率を引き上げなければならないであろう。しかし，関税率の引き上げが現状では非常に困難であると指摘されている(11)。関税を引き上げないと保護の対象である産業が，打撃を受け，関税徴収の目的は，その意味を失う。これに対して，輸入数量制限は，外国の技術進歩による生産コスト引き下げがいくらあっても恒常に一定の輸入量を維持できる。かかる輸入数量制限は，国内産業の保

護，特に幼稚産業の育成にかなり役立つと思われる。

もし輸入数量制限がないとすれば，輸入者は，世界市場における価格で当該商品を購入できるはずである。しかるに，今は，輸入国により輸入数量が制限されて，供給量がもとの水準に維持できなくなるから，過剰の需要量を削減するため，価格が引き上げられる。こうして，当該輸入品の価格が世界価格の水準を上回ることとなる。しからば，誰が価格上昇によって生まれる利益を獲得するかが，問題となる。

この問題に対する答えは，二つに分けられる。一方，輸入国政府が当該商品を輸入しようとする輸入業者の間で輸入割当許可を競売（auction off）する場合には，その競売利得すなわち価格上昇の利益は政府により得られる。他方，輸入国政府が競売の方法によらず単に行政的に輸入割当許可を配分すれば，輸入業者がその価格の上昇利益を獲得する(12)。いずれにせよ，政府か輸入業者がその利益を得ることは，国内所得の再配分の問題である。しかし，VER の場合には，その利益が輸出国に移転することとなる(13)。

VER は，輸出国により自主的に行われるので，その輸出数量の管理は当然輸出国の政府あるいは産業組合によって施行される。輸入国への供給量の減少を契機に輸出価格がつり上げられ，輸出業者は，輸入国を除く他の世界市場の当該商品に対する需要が弾力的である限り（それにより，交易条件の損失がほとんどないこととなる），当該 VER から超過利潤を獲得する(14)。なお，輸出枠が既存業者の間に配分されているので，その輸出に新規参入しようとする業者は，既存業者の当該期間に未輸出の枠内で輸出するほかない。この意味で，VER は，この輸出分野の新規参入を阻止するおそれが強い。したがって，VER を通して輸出業者が，輸出カルテルを結成しやすくなる。この際，超過利潤最大化に達するための価格設定に基づいて輸出量が決定され，その結果輸出価格が一層つり上げられて，実際の輸出量が VER の枠を下回ることもあり得る。実際，1987，1988年に日本の対米乗用車輸出は，規制の輸出枠を下回っている(15)。このようなカルテルが VER の実施期間が満了するとともになくなるか否かは，疑問なしとしない。

他方，輸入国の産業は，輸入数量の減少による価格の上昇と共に生産量を増加する。更に輸入制限が外国産業あるいは政府によって管理されているため，国内産業は，価格競争に直面する圧力の軽減を利用し，外国産業との関係でプ

ライスリーダーとなる。[16] そして，輸入国の産業が価格をつり上げるたび，外国産業もそれに同調して輸出価格をつり上げる。その結果，輸入国の産業と輸出国の産業が，共にVERにより多くの超過利潤を獲得する。このVERの損失を被る被害者は，他ならぬ輸入国の消費者である。日米自動車VERに関する実証研究によると，1981年から1984年にかけて米国の消費者は，そのVERがない場合より617（もし品質改良による価格の上昇をも含めば1617）ドル高い価格で自動車を購入した。この四年間には，消費者の損失の総計は，167億5千万ドルである。このうち，おおよそ60-120億ドルは，米国の自動車産業に移転し，残る50-110億ドルは，日本自動車業者への移転と死重的損失（dead weigt loss）を表す。[17]

力が分散している多数の消費者は，一人一人の損失が少ないため立法府または行政府にロビーすることがほとんどないのに対し，産業団体は，損失が発生すれば直ちに力を集めてロビーイング活動を通じて自分達の声を反映させ保護措置を要求する。しかも，VERは，普通，正式には公開されないので，不透明の性格を有する。消費者がそのVERを知らないまま損失を受けることは，少なくない。結局，国内産業が，保護されかつ多くの利益を得るが，その利益が国民の間に再配分されるわけではなく，生産者の私腹を肥やすこととなる。しかし，産業が保護されることは，生産を保護することでない。すなわちVERがない場合，国内産業は，外国のより効率的な産業の競争圧力にさらされ，市場シェアを維持するため事業努力を尽くさねばならないはずであるが，VERにより効率的な外国の供給者からもたらされるはずの競争圧力が減殺されると，その結果として非効率業者が温存されることとなり，技術の進歩と技術革新への刺激が弱まることになりがちである。[18] したがって，VERは，経済的厚生，消費者保護，競争政策などの側面でいくつかの欠陥を有するため，その存続期間が常に短いのである。

もっとも，VERは，雇用の維持または増加，産業調整に必要な時間をもたらし，商品の品質を高め及び自国への投資を誘致することになると評価されることがある。輸入数量が制限される結果，国内の生産が拡大する。そのことに応じて雇用量は，増加することとなる。それゆえ，労働組合は通常VERの導入を強く要請するのである。VERのメリットに関するこのような評価にもかかわらず，VERにより雇用が反って減少するケースが起こりうる。[19] 1973-84年のアメ

リカとECでは，繊維・衣服，鉄鋼のVERが存在していたにもかかわらず，これらの産業における雇用率が減少しつつあった[(20)]。雇用は増加できるとしても，相当な費用がかかるのである。前述の日米自動車の例では，一人の雇用機会の増加は，全体経済に約111,000-145,000ドルのコストがかかっている。雇用の維持または増加は，他の補助金の援助などの方法によっても達成できるが，雇用の保護を目的とするVERのコストは，他の六つの選択肢に比してもっとも高いと指摘されている[(21)]。

もしVERによって競争力が減少しつつある産業が，このVERの存続期間内に技術を革新し生産コストを減らし競争力を取り戻せれば，国の産業政策としては，かかるVERは，積極的に評価されるべきであろう。なお，この場合には，当該産業が真に再生できるものかという点，そしてこのVERが永続化しグローバル化するかという点は，慎重に考慮されなければならない[(22)]。更に，GATT規定との整合性についても，注意を要するのである。

輸出産業は，VERのため輸入国への輸出が制限されるので，普通の企業戦略としての輸出増加により利潤を極大化することができなくなる。そこで，輸出産業が既存の枠内で利潤を維持し増加させようとする場合には，二つの途がある。一つは，生産コストを低下させることであり，もう一つは，輸出商品の品質を改善し，またはもとの低価の輸出品に代えて高価な商品を輸出し，単位ごとの利潤を増やすことである。このようにして，品質競争が，発生することとなる。このことは，プライスリーダーシップと互いに作用しあい，当該商品の価格が一層つり上げられる。その結果，商品の多くは，高品質，高価格の品目に占められる。しかし，競争市場においては，消費者は，自己の選好に基づいて多様な価格と品質の品物の中に購買行動を決定するはずであるが，VERの実施のため消費者の選択権が，制限される。消費者にとって，このことは，好ましくない一種の負担であるといえよう。

輸出産業がVERを回避するために，輸入国に直接投資をし現地生産を行うこともあり得る。この直接投資は，輸入国にとって税収面，雇用，国際収支の均衡などの点で好ましい効果をもたらす[(23)]。しかし，この直接投資の効果は，一定の限度にとどまる。例えば，単に組立作業の工場が設立される場合，そこで創出される労働力は，比較的未熟であり，輸入国の国際競争力の促進に積極的な役割を果せない。ところで，ECアンチ・ダンピング規制における反回避税[(24)]を

課徴する原因には，多くの外国企業は，アンチ・ダンピング税が課されあるいは調査が開始された後，EC 加盟国内でいわゆる「スクリュードライバー」工場を作りだすことということがある。以上の二つの種類の工場建設の動機と結果は，若干の点において異なるかもしれないが，貿易障害の回避と未熟な労働力の創出との点については同じである。なお，本来外国に直接投資をするのは，生産の効率との基準によるべきであるが，VER を回避しようとする投資は，生産の効率を損なうこともあり得る。(25)

これまでの説明は，専ら輸入国と輸出国二国間の関係に着目したが，VER の輸入国に輸出を行う第三国または世界市場にもたらす影響はどうであろうか。輸入国への輸出が制限されることを見て，当該輸入国に輸出を行う第三国は，速やかに輸出を増やし VER の実施国の残りの供給不足量を塡補しようとする。短期的には，第三国は，この VER により多くの利益を獲得できる。もっとも，国内産業の保護を目的とする VER による輸入制限は，第三国からの大量輸入により効果がなくなるおそれがあるので，輸入国は，次いで第三国に対しても VER を求めることとなる。ひいては，この輸入国をめぐって VER ネットワークが形成される。1970年に日米繊維協定が締結された後，間もなくアメリカが台湾，韓国，香港にも同種の協定を求めたことは，このような事例であった。他方，当該輸入国への輸出が制限されているので，輸出産業の過剰生産は，世界市場に流出し，世界市場における当該商品の価格低下を引き起こすこともありうる。このことは，特に VER 実施国の生産が世界市場全体に高い割合を占める場合には，確実である。そこで，輸入制限を行う国以外の世界市場では，価格低下のため当該商品に対する需要量が増加する。一方第三国は，VER の対象国への輸入を増やせるが，VER 実施国との間では世界市場において，より激烈な競争に直面する。そして，第三国の産業が，だんだんと激化しつつある競争に対抗できず政府に保護措置を要求するに至る。この際，第三国も，当該輸出国に VER を求めることとなる。このことは，前述の輸入国をめぐる VER ネットワークと相まって，全地球規模の VER ネットワークを作り出す。言うまでもないが，MFA は，かような事例の典型である。

VER が差別的な貿易措置であり，しかも VER の求められる対象は，通常効率的な生産手段を持つ国である。したがって，この意味では，VER は，自由貿易の基礎である比較優位原則に真っ向から対立すると言える。一言で言えば，

VER は，比較優位原則のない貿易を企てるものである[26]。したがって，VER の蔓延によって世界の厚生水準が，低下するおそれがある。このようなことは，軽視されるべきではないが，自由貿易体制の柱である GATT には，VER の蔓延に対する規制手段が，存在するであろうか。

III. VER と GATT

GATT は，1948年に発足して以来，自由・多角・無差別原則に基づく関税の軽減と非関税障壁の削減に大きな成果を上げている。VER のような二国間での差別的な措置は，明白に GATT に違反するのであるが，果たして GATT が，VER を規制することができるであろうか。

1．GATT 11条1項

GATT 11条1項には，数量制限の一般的禁止が定められている。それによると，GATT の締約国は，他の締約国からの輸入あるいは他の締約国への輸出につき数量制限をすることができない。なお，11条2項において農産物に関しては，例外規定が設けられている。VER は，普通，輸出国が自主的に輸出数量を規制するという方法をとるので，輸出数量制限を禁止する GATT 11条1項に違反することは，明らかである。それにもかかわらず，GATT は，締約国政府の行為には適用されるが，私人または私的企業の行為には適用されない[27]。もし政府の関与なしに輸出産業が自主的に VER を実施するとすれば，そのような VER は，輸出国あるいは輸入国の競争法の規定に違反するかもしれないが，GATT の違反とは言えない。ところで，輸出産業の VER の実施行為が政府によって奨励される場合には，この VER の GATT における位置付けが疑わしくなる。というのは，GATT 11条1項は，数量制限の措置につき「その他の措置によるとを問わず」と述べているからである。この「その他の措置」という文言は，かかる奨励行為をも含むであろう[28]。この意味で，日本政府の行政指導は，GATT においてどのように位置付けられるのか。確かに，1988年5月4日に GATT 理事会によって採択された日米半導体協定に関するパネルの裁定においては，日本政府が実施している第三国市場向け半導体のコスト，輸出価格の監視措置は，GATT 11条1項に違反すると判断された[29]。ただし，このような奨励行為がどの程度まで実効性を持ち GATT に違反するかしないかは，明らかではない。おそらく，具体的状況に即しケース・バイ・ケースで当該奨励行為

または干渉行為がGATTに違反するか否かを判断するほかないであろう。

2．GATT 13条

数量制限が他の条項（例えば，19条の緊急措置，20条の一般的例外）により正当化される場合には，その制限措置の行使には，13条により一定の義務が課される。つまり，数量制限の実施に当たっては，無差別適用原則に従って行われなくてはならない。VERの特徴は，その実施の対象が特定の国に限定されるものである。このことは，差別適用であり，13条に違反するおそれが強い。

ここでは，MFAについて少し述べたいと思う。1961年の国際綿製品短期取決め，1962年の国際綿製品長期取決めを経て，MFAは，1974年に発効した。その後，三回の更新によりMFAは，現在1991年7月まで有効である。MFAのもとでは，すべての加入国は，繊維製品の輸出と輸入について他の加入国と協議し，二国間の協定を結び年間の輸出数量枠を決定する。そして，その協定は，繊維監視機関（TSB）に通報される。TSBは，MFAの実施を監督すると同時に，紛争の仲裁者でもある。かくして，MFAは，組織的なVERといえるであろう。したがって，数量制限と差別適用の性格を持つMFAの加入国は，GATTの加盟国であるかぎり，GATT 11条1項または13条に違反するはずである。それにもかかわらず，このGATTからの重大な逸脱は，これまで黙認されてきた。しかも，MFAの加入国は，GATTに違反するとの指摘に対し，自分がGATTにおける権利を部分的に放棄（waive）すると反論する(30)。主権国家の産業政策と国際市場秩序を定める貿易ルールは常に相克するといわれるが，MFAは，そのようなことを反映したよい例である。なお，最近，繊維貿易をGATTルールに統合し，MFAを撤廃しようとする動きが見られる(31)。

3．GATT 19条

VERの関係国は，主としてGATT 19条を盾に取りVERを正当化しようとする。GATT 19条は，困難に直面する産業を救済するため一時的な数量制限を容認するが，その実施に当たっていくつかの要件が充たされなければならない。GATT 19条1項は，次のように述べている：

> 締約国は，事情の予見されなかった発展の結果及び自国がこの協定に基づいて負う義務（関税譲許を含む）の効果により，産品が，……国内生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で，……輸入されているときは，……必要な限度及び期間において，その義務の全部若しくは一部を停止し，

又はその譲許を撤回し，若しくは修正することができる。

そして，3項は，この措置の発動の結果影響を受ける国に対し締約国団が否認しない対抗措置を執ることを認める。

国内生産者を救済する手段としてのGATT義務の停止は，関税の引き上げと輸入数量制限とを含むと解されている。しかし，かかるGATT義務の停止がGATT 1条と13条に定められている無差別原則を包含するか否かは，従来，議論のあるところである。無差別適用を支持するものは，GATTの準備作業，ハバナ憲章におけるGATT 19条に相当する条文の解釈及びGATTの現実の運用例を根拠として議論を展開する[(32)]。他方，GATT 19条が無差別原則を要求していないこと，現実にはGATTの運用において差別待遇が存在すること及び国内産業に損害をもたらさない輸入も規制の対象となるのは公正ではないことなどにより，19条の無差別適用に反対する意見もある[(33)]。東京ラウンドにおいては，選択セーフガードの導入について大いに議論されていた。ECは，選択セーフガードの合理性を強調しその導入を強く支持したが，他方，途上国は，自国がセーフガードの主な適用対象となることを恐れたために，その導入に強く反対した。その結果，東京ラウンドの選択セーフガード導入議論は，不調に終わった。

そもそも，GATTは，貿易障壁のない自由貿易を目指しているのであるが，国内産業を救済するために一時的に輸入の数量制限を容認しているのがセーフガードなのである。したがってこの条項は，二つの相矛盾する目的の関連を現しているといえる。一つは，貿易自由化のコミットメントの政府による尊重であり，他の一つは，経済状態が必要とすれば，制限的措置を課して国内市場を政府が保護することを可能にする工夫の余地を維持しなければならないという政府の関心である[(34)]。それゆえ，セーフガード措置を行使する際，それによってもたらされる弊害が，最小限に収められる必要があると思われる。差別適用の拡大は，国際関係の悪化，並びに資源配分の非効率性，及びその結果としての世界の富と成長率（world income and growth rates）の低下をもたらすことになる。さらに，差別適用を認めることは，直接・間接的により多くの貿易制限措置の導入への途を開くことにもつながる[(35)]。これらの不利益をセーフガードの目的に照らせば，セーフガードの行使が無差別原則に従って行われるべきことは，明らかである。しかも，セーフガードの選択適用を認めることは，現在

蔓延しているVERに合法的な地位を与えることになるかもしれない。したがって，今日ではセーフガードの無差別適用の原則は，一般に受け入れられている。なお，無差別適用が輸入制限を執る国に限られ，対抗措置を執る国がこれに拘束されないことは，勿論である。(36)

いま，19条の適用条件が充たされており，輸出国側が，輸入国と合意しまたは種々の要素を比較衡量した結果自主的にVERを執る方が自国にとってもっとも有利な選択である，と判断してVERを実施したとしよう。この場合，輸出国は，GATTに違反することになるのであろうか。積極的に解する見解は，このような場合にVERを認めることは，GATTの実効性を低下させることにつながるという点，及びVERの実施国は多くの場合大国に強制されてそれを行う傾向にあるという点を強調する。しかし，民事訴訟事件の廷外和解（out-of-court settlement）と同様にGATT枠外でVERを以て貿易紛争を解決することは，GATTの実効性を損なうものではなく，もし輸出国が，強制的でなく真に自主的にVERを実施するのであれば，それを禁止する必要はないとして，かかるVERを容認すべきであるとの見解も存在する。(37) もし，この見解が正しいとすれば，それには，さらにもう一つの要件が必要である。すなわち，このVERの実施は，第三国に悪影響をもたらしてはならないということである。(38) いずれにせよ，GATT 19条は，無差別適用の原則に服すると解される以上，それに違反する限り，19条の無差別適用により生ずる可能性のある貿易紛争を解決する手段として，このようなVERの適用が許されるべきではないと思われる。

4．GATT 23条

GATT 23条1項には，締約国は他の締約国の執る措置により自国のGATTにおける利益が無効化あるいは侵害される場合，他の締約国と協議することを請求できると定められている。2項には，1項の協議が調わなかった場合，締約国団による協議に移り，そして，締約国団は，その措置に対し適当な勧告または決定を行うことができると定められている。1955年以降，当該措置のGATTにおける評価が，三人または五人の専門家から成るパネルに委ねられている。パネルが，当該措置に対し裁定を下し，その裁定が，GATT理事会によって採択される場合，正式な勧告となる。

したがって，締約国は，自国のGATTにおいて享受できる利益が他の締約国の措置によって侵害される場合，23条の手続きに従い，いつでも当該措置の撤

回を求めることができる。VER も，もちろんその例外ではない。また，GATT の慣行においては，GATT 条項（例えば，1条，11条，13条）に違反する行為は，プリマ・ファシー・ケース（prima facie case）である。[39] すなわち，被提訴国は，提訴せられた行為についてGATT 規定に違反しないことについての挙証責任を負うこととなる。VER は，一見したところ，GATT 11条または13条に違反するので，プリマ・ファシー・ケースの範疇に入る。そこで，VER によって負担をかけられる国は，VER に対し提訴する場合には，「無効化または侵害」の存在を推定されるので，挙証責任を軽減される利点がある。

もっとも，VER 関係国のどちらが，この紛争解決手続きを求めるのか。VER の実施国が自己の行為に異議を唱え，23条の手続きを求めることは，ほとんど考えられないことであろう。しかも，無効化と侵害の要件が充たされるか否かは，疑わしいのである。そして，VER 措置の実施の対象国は，しばしばその VER の実施を要請する国であるので，この国から協議の申し出をすることもまずないのである。その結果，今まで VER の関係国は，一度も23条の手続きを利用したことがない。そこで，この手続きを求める可能性のある国は，VER により損害を被る第三国となる。つまり，第三国は，当該 VER により自国の GATT 上の利益を侵害されていると証明することができれば，23条の手続きを求めることができる。EC は，1986年10月8日に日米半導体協定に対し GATT 22条と23条2項に基づいて GATT 締約団に提訴した。[40] EC の提訴の理由は，二つある。一つは，この協定がアンチ・ダンピング・コードを逸脱することである。いま一つは，この協定が GATT の最恵国待遇に違反することである。[41] 前者は，具体的に言えば日本政府の実施している対第三国市場価格の監視制度である。この監視制度により，半導体製品の EC 加盟国への輸出価格が増加し，EC は，負担をかけられており，23条の当事者としての資格を有することとなる。ところで，VER による無効化ないし侵害の成立は，常に存在することでもないし，[42] 国内産業が損失を受けても政府は，政治的配慮のため提訴しないこともありうる。それゆえ，VER が GATT の場で審議される事例は，非常に少ないのである。

5．アンチ・ダンピングと相殺関税の調査における価格に関する約束

1979年のアンチ・ダンピング・コードの第7条1においては，輸出業者が自発的な約束をすることにより調査手続きを中止または停止させることができると定められている。そして，この約束は，価格の修正とダンピング価格による

「輸出の停止」とを含めている。他方，同じ年に締結された補助金・相殺関税協定の第4条5(a)においても，輸出国政府が補助金の廃止，補助金の制限若しくは補助金の及ぼす影響に関連する他の措置をとることまたは輸出者が補助金の及ぼす有害な影響を除去することによって，手続きを停止又は終止させることができると定められている。ここにいう措置は，輸出の制限をも含むと解されるべきである。なお，補助金・相殺関税協定は，政府による措置を規定している点でアンチ・ダンピング・コードと異なる。

ペータースマンは，次のように述べている。補助金・相殺関税協定における約束は，GATT に適合する態様（例えば，無差別的な輸出税）で実施されうるので，この約束の実施はGATT の規定と一致するように解釈されなければならない。もし，かかる約束が GATT 11条，13条に違反する輸出制限である場合には，それにより影響を受ける締約国が，GATT 23条に基づいてそれの撤回を要求することができ，補助金・相殺関税協定の規定によって，当該輸出制限を正当化することはできない(43)。私見も，第三国が利益を侵害され，それを回復するために不当な約束の撤回を要求できるという点については賛成であるが，約束の実施が無差別原則に基づいて行われなければならないとする点には問題があると思われる。さらに「個別の輸出国を差別する選択セーフガード措置は，ダンピングが行われ若しくは補助金が支給されているような不公正な輸入の場合にのみ容認される」とも，彼は述べている(44)。つまり，このような不公正な輸入に対抗する措置は，選択適用の性格を帯びているというのである。このような選択適用の性格は，上記のような約束の実施にも適用されうると解されるべきである。そのように解釈しないと，問題が生ずることになる。例えば，無差別的な輸出税を徴収するような場合を想定すると，分かりやすい。本来，当該輸入品目を生産する産業が未発達な国は，補助金の支給されている安価な製品の輸入を大いに歓迎しているであろう。いま，無差別的な輸出税を徴収することは，これらの国の望んでいる利益をも奪ってしまうことになる。このような悪影響をもたらす約束の実施は，輸出補助に対抗するための相殺関税措置の目的ではない。したがって，補助金・相殺関税協定における約束（政府間の VER 協定も含む）には，差別適用が認められるべきである。

補助金・相殺関税における約束と同じように，アンチ・ダンピング措置における約束も，選択適用の性格を持つ。すなわち，ダンピングに対抗する措置は，

ダンピングの輸出国に対してのみ適用される。ただし，アンチ・ダンピング・コードは，政府がダンピング輸出産業の代わりにまとまった一つの措置として約束をすることができるか否かについて規定していない。なお，GATT 11条，13条に違反する政府の輸出制限措置は，たとえそれが当事国間のダンピングの防止を目的とするものであっても，禁止されるとの見解がある(45)。また，条約法に関するウィーン条約41条1も，その禁止の根拠として用いられている(46)。条約法に関するウィーン条約41条1は，次のように述べている：

多数国間の条約の二以上の当事国は，次の場合には，条約を当該二以上の当事国の間においてのみ修正する合意を締結することができる。
(b)当該二以上の当事国が行おうとする修正が条約により禁止されておらずかつ次の条件を満たしている場合
(i)条約に基づく他の当事国による権利の享有又は義務の履行を妨げるものでないこと。
(ii)逸脱を認めれば条約全体の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないこととなる条約の規定に関するものでないこと。

しかし，アンチ・ダンピングに関連する一定の輸出制限協定が，正当化されることもありうると指摘されている(47)。そこで，いかなる条件の下でこの「一定の輸出制限協定」が，成り立つかを検討したいと思う。確かに，アンチ・ダンピング・コードにおいては，輸出国政府が，アンチ・ダンピング調査当局と約束をすることができるとは定められていないが，そのことを禁止するとも規定されていない。それゆえ，そのような約束と同じ条件で締結される二国間の協定のGATTにおける地位も，不明確である。アンチ・ダンピングに関する政府間の輸出規制に反対する見解は，かかる輸出制限がGATTの規定を逸脱すると述べている。そして，そのGATTの規定とは，1条，13条の無差別原則，10条の公表義務及び11条の数量制限禁止を意味する(48)。しかし，すでに述べたように，アンチ・ダンピング規制そのものは，差別的な性格を持っている。また，前述の「輸出の停止」は，数量制限をも含む概念であると思われる。もし，この輸出規制が，両国の暗黙の合意ではなく正式な協定の締結を通じて成り立つとすれば，公表義務が果たされることになる。そう考えれば，このような協定は，GATT全体の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないと言うことはできないであろう。そのうえ，第三国に影響を与えない限り，GATTは，国際法上の後法優先の原則（later in time rule）によりその発効後締結される協定に適

用されないとの見解もある[49]。関係当事国は，これらの要件を充たす約束を締結することにより，GATT 規定を修正することができる。したがって，正式な政府間のアンチ・ダンピングに関する VER は，約束の締結要件が充たされかつ第三国に悪影響をもたらさない限り，GATT に違反しないと思われる。

我々は，VER を黙認してそれを助長することはできないが，現行の GATT 規定においては，相殺関税，アンチ・ダンピング規制などの分野につき，いくつかの例外を認めざるを得ないであろう[50]。かような VER の濫用を防ぐために，GATT は，これらの例外を自己の監督に服させる措置を執るべきである。なお，たいていの場合には，VER は，依然として GATT に違反し，禁止される行為である。それを有効に規制しようとするならば，それは GATT それ自体の執行権限の強化の問題にかかわってくる。その点は，本稿の論述対象とはされていない。

Ⅳ．VER と国内法

1．アメリカ

VER は，EC よりもアメリカの貿易政策において重要な役割を演じている[51]。このことは，1986－1987年に世界中で公に知られている137件の VER には，アメリカがその中の45件を占めていたとの調査[52]からも，分かるであろう。しかし，立法権と行政権の分権原則，当初からの反トラスト法の厳しい運用の姿勢などにより VER をめぐって大きな論争が，起きている。これらのことと深くかかわって，VER の検討につきいくつかの興味深い問題の側面が登場する。

(1) 通商法規

アメリカの通商法規の中で，VER ともっとも密接な関係のあるのは，1974年通商法第201条，いわゆるエスケープ・クローズ（escape clause）である[53]。この201条の規定内容は，大体 GATT 19条の規定と同じである。201条によると，国際貿易委員会（ITC）は，利害関係者の提訴，他の政府機関からの要求または自己の職権により外国からの増加した輸入が国内産業に対する重大な被害またはそのおそれの実質的な原因となるか否かについて調査を行う。肯定的な決定が下だされる場合，ITC は，大統領に対し産業救済措置に関する勧告を行う。この場合の救済措置は，関税引上げ，関税割当，輸入数量制限，調整援助などを含んでいる。大統領は，ITC の勧告を拒否し，他の措置をとることができる。

この他の措置には，輸出国とVERに関する協定を締結することが含まれている。(54)けだし，同法第203条においては，大統領が，OMAを締結する権限を与えられるわけである。それゆえ，201条の要件が充たされる場合には，VERの締結が合法であると認められている。かかるVERは，GATT上の地位が明らかではないかもしれないが，アメリカ国内法においては問題がないといえよう。

ところで，大統領は，ITCの調査なしにあるいはITCが201条の調査につき否定的な決定を下す場合には，自ら輸出国にVERを求めることができるのか。アメリカ憲法においては，外国通商の規制権限を議会が有すると定められている。(55)そこで，議会が，行政府に特定の事項につきその権限を委任する場合を除き，外国通商に関して独占権を持つ。しかし，大統領は，外交事項に関する固有の権限がある。そして，その外交権は国際経済分野に及ぶか否かは，一つの問題である。この問題に関する見解は，多様であるが，決定的な結論は未だに出されていない。(56)

1968年頃に，アメリカ政府は，競争力の衰退しつつある鉄鋼業界と議会からの圧力に対処するため，外国業者と交渉しVERを求めていた。同年12月に交渉が妥結し，欧州と日本の鉄鋼業者は，アメリカ政府に書簡を送り，1969年から1971年にわたって対米鉄鋼VERを実施することを示した。その後，鉄鋼労組と鉄鋼業者の要請により，当該VERは，更に1974年まで延長された。(57)かかるVERの期限が延長されたことを見て，アメリカの消費者団体であるConsumers Union of U.S.（以下CUと略する）は，そのVERに対し大統領の越権行為と反トラスト法違反を理由として提訴した。(58)その後，CUが，反トラスト法違反に関する訴訟を取り下げた。

第一審の裁判所は，1962年の通商拡大法におけるエスケープ・クローズ条項(59)は外国からの輸入増加に対し唯一の救済手段ではないと述べ，大統領の外交権限によるそのVERの効力を認めた。(60)控訴審裁判所は，外国業者の書簡が議会と行政府を拘束しないことと当該VERの懇願的性格を捉えて，第一審の判決を支持した。(61)結局，VERの締結に対する大統領の権限の問題は，依然として明らかではないといえよう。いずれにせよ，この判決の結果に対応するために，議会は，1974年通商法の立法において大統領にOMAの交渉権限を付与しながら，大統領がITCの勧告と異なる措置をとる場合，議会が拒否権（legislative veto）(62)の発動により当該措置を覆すことができる，との条文を法

案に盛り込んだ。このことは，議会の外国通商に対する独占権取得の意図を示すものであるといえるであろう。この条文の内容と立法の趣旨に照らして，ITCの否定的な決定を無視して，大統領が委任される権限を越えるVERの実施のための交渉を行うことは，違法であるとの見解がある。[63]

なお，政権の更迭と共に行政の指導者それぞれ，自己の国際経済分野の権限についての見解も異なるようである。カーター政府は，この権限を持っていないとの立場をとり，それに反してレーガン政府は，その権限があると考えていたと指摘されている。[64] 確かに，レーガン政府は，かような権限を持つ意を表明した。[65] それにもかかわらず，同政府は，VERの交渉に際しその権限の行使を控え，あくまでも相手国に自主的にVERをとらせるように圧力をかけ，議会との正面衝突を回避しようとした。このようなあいまいな権限の限界づけは，反トラスト法の厳しい運用と相まって，アメリカと交渉しようとする国に混乱をもたらすと言わざるを得ない。

大統領は，1974年通商法の203条に基づいてVER協定を締結することができる他，同法301条[66]によってもVER協定を締結することができる。301条は，外国政府の慣行が米国との通商協定に違反し，または不合理，または差別的で米国の通商に負担をかける場合，大統領が報復措置をとることを認めていたが，1988年包括貿易・競争力法により当該報復権限が，通商代表に移管された。[67] 通商代表は，利害関係人の申立てまたは職権に基づいて調査を開始すると同時に国際協定に基づく紛争解決手続きをも開始しなければならない。ここにいう国際協定に基づく紛争解決手続きは，GATT 22条，23条を中心としていると思われる。そして，国際協定に基づく協議が整わない場合には，通商代表が，一方的に報復措置をとることができる。協議の内容には，VERを包含すると思われる。また，かかる報復措置は，当該外国政府の慣行が行われる分野ばかりか，他の分野に対してもとることができる。日米半導体事件に見られるごとく，アメリカ政府は，協議の相手国が一方的な報復措置を恐れることを利用して，かなり不合理な条件さえ相手国に押しつけている。

そのうえ，外国間のVER協定により，VER実施国のアメリカ市場への輸入がアメリカ通商に負担をかけるほど増加する場合，このVERは，不公正慣行とされてきた。[68] 1976年に，アメリカの鉄鋼産業がEC・日本間のVERを政府に提訴したことは，このような例である。

(2)　反トラスト法

もともと貿易政策と反トラスト政策は，消費者の保護及び自由貿易の促進につき同じ目標を持つはずであるが，アメリカでのこの二つの政策の実行は，しばしば反対の方向に向かっている[(69)]と指摘されている。前述のごとく，VER は，企業間の共謀行為を促進するおそれが強い。この共謀行為が反トラスト法の禁止対象であることは，言うまでもない。

したがって，外国政府あるいは企業は，アメリカ政府から VER を要請される場合，反トラスト法違反の有無について特別の注意を払わなければならないこととなる。シャーマン法1条[(70)]は，数州間または外国との取引または商業を制限するすべての契約，トラストその他の形態による結合または共謀を禁止する。その違反行為に対して，罰金または禁錮の刑事罰が課される。また，私人は，クレイトン法4条[(71)]に基づいて当該違反行為に対し三倍賠償訴訟を提起することができる。そして，1945年のアルコア事件の判決[(72)]において，ハンド裁判官は，外国人の外国で行った行為であっても，もしその行為が国内で非難され，かつ，その行為の効果が意図的に国内に及ぼされる場合には，その行為に対して国内法を適用することができると宣言した。これは，つまり効果理論（effet doctrine）による域外管轄権の承認である。したがって，VER の実施は，この効果理論における効果及び意図の二つの要件を満たす限り，反トラスト法の管轄権に服することとなる。

なお，この効果理論が過度に適用されれば，国際間の摩擦が引き起こされがちであることに鑑み，1977年のティンバレイン事件，1979年のマニングトン・ミルズ事件[(73)]の判決は，管轄権に関する合理の原則を採用した[(74)]。この原則によると，管轄権の行使に際して外国法または政策との抵触の程度や当事者の国籍や効果のアメリカに対する相対的重要性や意図の有無などの要素を比較衡量し，管轄権を行使することが不当である場合には，国際礼譲のもとで裁判所は，当該事件に対する管轄権を放棄すべきことになる。この原則は，今や司法省国際的事業活動に関する反トラスト施行ガイドライン[(75)]，アメリカ対外関係法第三リステイトメント[(76)]によって認められている。それゆえ，VER の実施者は，この管轄権に関する合理の原則により反トラスト法の適用から免れることができる。もっとも，この原則の適用は，すべての裁判所によって認められているわけではない[(77)]。

いずれにせよ，議会に委任される権限に基づいて締結される正式な政府間のVERは，反トラスト法の適用範囲に入らない。他方，政府の関与なしに私人企業間が自発的に行う対米VERは，往々その抗弁の基礎が弱いので，反トラスト法の違反になりがちである。そこで，議論に値するのは，外国産業がアメリカ政府の要求のもとで実施するVER措置と，政府間の暗黙の合意に基づいて外国政府の執るVER措置との二つである。この場合，ある意味ではアメリカ政府も，このVER協定の共謀者であり，反トラスト法の適用対象になるはずであるが，連邦政府が反トラスト法に違反すると判断しえないことが，判例により確立されている[(78)]。また，前述CU事件においては，第一審の裁判所は，傍論において行政府がVER協定に反トラスト法の適用除外を与える権限を有していないと判断した[(79)]。1981年の日米自動車事件に際しては，政府内部も，日本企業に適用除外を認めることはできないと決定した[(80)]。このようにして，VERの実施国または企業は，一方的に責任を負うこととなる。

ところで，アメリカ政府自身は，VERの実施に関与しあるいは実施を勧誘したので，当該VERに対し提訴することは，まずないであろう。しかし，VERの実施により損害を受ける私人の提訴[(81)]は，阻止されない。もっとも，外国政府の行為は，国家行為理論によりアメリカ裁判所の審査対象から排除される。この理論は，外国政府の行為に対する審査が，行政権と衝突するか，あるいは行政権に困惑をもたらす可能性があるので，裁判所はかかる審査について自制すべしという考えに立つのである[(82)]。この国家行為理論は，外国政府の統治行為のみに限定されるべきか，または外国政府の商業行為にも適用されるかについての議論は，未だに決着していない。ともかく，政府によって実施されるVERは，政策の決定であるかぎり，統治行為といえるので，外国政府は，このようなVERにより反トラスト法の適用に服さない。しかも，外国政府は，シャーマン法の規制対象である者（person）または会社（corporation）でないので，シャーマン法に関する提訴の被告にならないことをもって抗弁することもできる[(84)]。とすると，私企業は，ほとんどの場合唯一の反トラスト法適用の対象となる。

しかし，私企業は，自発的に行う輸出自制行為が，直接政府の指示に従って他の企業との間に何らの意思連絡の存在しないことをもって抗弁することができるか。すなわち，意思連絡のない平行行為の抗弁である。アメリカの判例理論[(85)]によると，共同行為は，次の要件を充たす場合に存在すると推定される。第一

に，共同行為が意図されかつ要請され，事業者らがそれに従って当該共同行為に参加したこと。第二に，当該共同行為に参加する各々の事業者が他の事業者もこれに参加するということを通知されたこと。第三に，個々の事業者は，その計画の成功のために互いに協力する必要性があると認識していたこと。[86] VERの実施は，まさしくこのような推定を受ける共同行為である。なお，外国企業にとって，もう一つの抗弁が可能である。つまり外国主権強制（foreign sovereign compulsion）である。

外国主権強制とは，外国政府によって強制された私人の行為が反トラスト法の適用を受けないことである。その理論的基礎としては，外国政府に強制される事業者に対する公正の考慮，国際礼譲，シャーマン法条文解釈の限界，国家行為理論の延長，州行為理論の類推適用などが挙げられる。[87] このうち，州行為理論の類推適用は，司法省の国際事業活動ガイドラインにおいて否認された。[88] 外国主権強制の抗弁は，今日では一般に認められているが，それを適用した事件は一件しかない。[89]

外国主権強制の適用に際して単に外国政府の黙認，同意，権限の委任，[90] 奨励または外国法規，政策と一致することだけでは，抗弁は認められない。必ず，何らかの強制の意味がなければならない。1981年の日米自動車VERにおいては，日本政府が，各自動車業者に指示を発し輸出量の上限を定めた。そして，業者が，それに従わない場合には，罰則を課され，更に外為法及び輸出貿易管理令により輸出承認制を導入することもありうる。[91] これは，単なる「指示」が強制の要件を満たさないことに対する配慮である。当時の司法長官は，このように実施されるVERが反トラスト法上問題がないと信じると表明した。[92] すなわち，日本政府の行う行為が，反トラスト法上の外国主権強制の抗弁になりうる。しかし，強制の具体的基準が，従来から議論されている。当初，司法省の国際事業活動ガイドラインの草案[93]の段階においては，強制が，「外国主権の命令に従わない場合に著しい罰（単なる便益の拒否ではなく）を受けるもの」に限られたが，成立したガイドラインでは，「具体的な実質的便益を拒否されるもの」も強制として認められている。例えば，外国政府が，VERに従う業者に対しては市場率より低い金利で貸付をし，VERに従わない業者にはそのような優遇を認めないとすれば，このことは，一見したところでは強制に該当しないが，自己資本比率が低いという特徴[94]を有する日本会社にとっては実質的便益を拒否さ

れることとなり強制に該当することもありうる。

もう一つの問題は，当該外国主権強制の有効性ということである。言い換えれば，当該強制は，法律に基づく合法的なものであるか否かということである。しかし，強制の有効性を要求することは，外国政府の行為を審査することとなる。これは，国家行為理論で禁止されることである[(95)]。従来，司法省は，反対の立場をとり，ガイドラインの草案においても「外国主権の命令は，その外国法に基づくその権限の範囲に属するものでなければならない」と述べた。ただし，成立したガイドラインでは，批判を受け入れ，かかる要件が，削除された。したがって，現在では，外国主権強制の判断にあたっては，強制の事実があれば十分であり，その有効性を問わないようである。このことは，例えばVERを実施する場合の日本政府の行政指導にいえることである。当該行政指導は，日本の独占禁止法に違反するかもしれないが，強制の要件に該当する手段で行われる場合，外国主権強制に該当する。もっとも，外国主権強制の抗弁が存在しても，当該VERによりアメリカの消費者が大きな損害を強いられる場合には，消費者の損害の程度と，強制される事業者を裁判にかける公正さとを，比較衡量してから，当該抗弁を認めるか否かを決定すべしとの見解もある[(96)]。ともかく，外国主権強制は，今日では一般に反トラスト法上の抗弁として認められているので，VER実施国の政府は，自国の企業を反トラスト法の提訴から免れさせようとする場合，通常強制の形でVERを実施する。しかし，外国主権強制の抗弁が，盛んに利用されると，反トラスト法は，実効性を損なわれることになる。VERにより，貿易政策は，達成されるが，競争政策は，後退を余儀なくされることとなる。

最近，アンチ・ダンピングと相殺関税の提訴を手段として，相手企業または政府に対しVERを求めるケースが増えつつあると言われている[(97)]。輸出企業が，応訴による時間，金銭の浪費及び秘密情報の暴露等への配慮から提訴者の要求に同意するケースも少なくない。そこで，国内産業は，自己の利益を保護するためアンチ・ダンピングと相殺関税の提訴の容易さを濫用することもありうる。このような競争を制限しようとする提訴は，反トラスト法上大きな問題を提起する。しかし，アメリカ憲法においては，国民の政府に対する請願権が保障されている[(98)]。その請願行為が，真に救済のために行われる場合，たとえそれが競争制限を目的としても反トラスト法を適用されることはない。この原則を宣言

したのが，いわゆるノア・ペニントン法理である。[99] そして，請願の対象は，行政，立法，司法三者を含んでいる。しかし，この請願権の利用は，無制限のものではない。つまり，見せかけの請願行為は，反トラスト法を適用除外されることができない。この見せかけであるため適用除外とならない場合は，二つに分けられている。[100] まず，行政と立法機関に対する請願は，非倫理的なまたは濫用の手段をもって行われても違法ではないが，政府に影響を与える真の意図を持たない場合には，違法である。他方，司法機関に対する請願は，非倫理的なまたは濫用の手段をもって行われる場合，直ちに違法である。したがって，アンチ・ダンピングなどの提訴が見せかけのもの（例えば，意識的な根拠のない提訴または調査に当たっての虚偽の資料の提出[101]）である場合には，被提訴企業は，調査手続きにより損失を被れば，提訴側に対し反トラスト法に基づいて訴追することも可能である。

ところで，アメリカの産業が，ロビーイング活動を通じて国内外とも外国政府に VER を実施するよう請願する場合には，そのうちの外国政府に対する請願行為が，政府に請願することに該当し反トラスト法の適用除外になりうるであろうか。このことは，ノア・ペニントン法理の解釈の基礎にかかわっている。つまり，ノア・ペニントン法理が，アメリカ憲法に基づいて解釈される場合には，憲法における「政府」とは，もちろんアメリカ政府を意味するので，外国政府に対する請願行為は，ノア・ペニントン法理による反トラスト法の適用除外にならない。他方，ノア・ペニントン法理が反トラスト法自体の解釈に基づく場合には，反トラスト法の適用は，アメリカ国内のみに限定されないので，外国政府に対する請願行為も，反トラスト法の適用除外になりうる。[102] ともかく，最近のこれに関する判決においては，第五巡回裁判所は，ノア・ペニントン法理が外国政府に対する請願行為にも及ぶと判断した。[103] 司法省の国際事業活動ガイドラインも，このような立場をとっている。このように推論してゆくと，ノア・ペニントン法理は，反トラスト法の解釈に基づく限り，外国人のアメリカ政府に対する請願行為にも適用されることとなる。[104] なお，輸出産業が，自ら政府に VER の実施を勧誘する場合には，外国主権強制の抗弁を利用することができなくなる。[105] この場合には，当該産業による VER の請願行為には，ノア・ペニントンの法理も適用されないと思われる。というのは，「救済」の要件が，欠けているからである。

これまで見てきたように，戦後自由貿易主義を擁護しているアメリカは，近年次第に保護主義の方向に進む傾向にある。このことを反映しているのは，国際市場と国内市場に対するダブルスタンダードである。一方，貿易政策では，国内市場を保護するために,外国に対して自由貿易の原則と全く相反するVERを要求する。他方，国内では，自由競争を守る意思に，変わりはない。しかし，VERの実施は，ほとんどの場合国内競争に影響をもたらす。そのような矛盾を解決するために，アメリカ政府は，往々外国政府と「共謀」して反トラスト法を回避できる方法を探すのである。もっとも，かかる試みは，より大きな矛盾を作り出すものである。本来，GATTの場に持ち込まれないVERは，反トラスト法の適用可能性があるが，現在は外国主権強制などの抗弁をよりどころに反トラスト法により規制されないようになる。このことは，現在蔓延しつつあるVERを一層助長し，貿易政策と競争政策との関係により多くの混乱をもたらす。

2．日　本

日本は，VERに関しては多くの場合その実施国であり，VERの要請国である事例は少ない。だが，今まで三件のアンチ・ダンピング提訴では，輸出国のVER措置によって提訴が取り下げられた事例は，二件である。[(106)] そこで，アンチ・ダンピング規制を取り上げてVERをめぐる通商法と独占禁止法との関係を説明することは，適当であろうと考える。なお，この検討に入る前に，VERと関連のある通商法規を述べておこう。

(1)　通商法

まず,GATT 19条1項と類似する内容を定める関税定率法第9条の2においては，外国からの急増する輸入に対し緊急関税を課することができるが，輸入数量制限の規定が，見当たらない。なお，本条の発動事例は，未だに見られない。他方，外為法52条には，「外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため，貨物を輸入しようとする者は，政令で定めるところにより，輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。」と定められている。ここにいう政令とは，輸入貿易管理令である。そして，政府は，これらの法律と政令に基づいて輸入承認制の導入により輸入数量を規制することができる。しかし，これらの条項には，GATT 19条のように輸入数量制限の発動に際しての「重大な損害」との要件が，定められていない。GATTの整合性の点で，法または政令が，改正され

るべきである。[107] また，政府は，輸出入取引法第7の2に基づいて行政指導により輸入業者に輸入カルテルを結成せしめることができる。[108] この輸入カルテルにより，輸入数量が規制されうる。かかる輸入カルテルは，独占禁止法3条に違反するおそれが強いが，輸出入取引法33条により独占禁止法の適用除外となる。これらの条文からは行政機関に VER の交渉権限を与える文言が，見当たらないが，実際には，政府は，公式，非公式に輸出国に対し VER を要請することがある。その際，普通は正式な政府間の協定を伴わず，外国産業または外国政府により一方的に VER を実施するという方法がとられるので，行政機関の交渉権限の有無は，さほど問題ではないと思われる。

日本政府は，外国からの要請により VER を実施するに当たって，主として外為法48条とそれを補完する輸出貿易管理令による輸出承認制の導入，並びに輸出入取引法第5条に基づいて行政指導により輸出業者に輸出カルテルを結成せしめるという二つの方法をとっている。輸入カルテルと同様に，輸出カルテルも，独占禁止法の適用除外の範囲に入っている。しかし，この場合には，かかる輸出カルテルは，輸入国の競争法に違反するおそれがあるので，これに対応するため外国主権強制に該当する何らかの強制措置が必要である。したがって，対米自動車 VER で見られるごとく，外為法，輸出貿易管理令及び輸出カルテル三者を組み合わせて運用すれば，当該輸出カルテルは，輸入国の競争法の違反から免れることができるようである。

(2)　アンチ・ダンピング規定と VER

1988年10月21日に日本ニット工業連合会は，韓国産ニットセーター類製品の輸入に対しアンチ・ダンピング提訴をした。翌年2月2日に韓国側が，VER 措置を発表し，3月29日に当該提訴が，取り下げられた。この経緯を見て，ある論者は，「反ダンピング法等を用いて輸入制限をし自国産業を保護しようとするアメリカ的傾向が，我が国にも現れ始めたことを示すものとして注目に値する」と述べた。[109] 消費者保護を目的とする独占禁止法は，このような保護主義的傾向を規制する手段を持つであろうか。

日本におけるアンチ・ダンピング規定と独占禁止法との抵触は，主に，和解により事件を解決するところで発生する。関税定率法第9条7，8項によると，輸出業者が調査開始後ダンピングによる日本の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる約束を申し出る場合には，政府は，その約束を受諾し，ア

ンチ・ダンピング調査を取り止めることができる。この際，政府は，積極的に被提訴者である外国業者と交渉し，約束内容の形成に参与することができると解すべきである。(110) このようにして成立せしめられた約束は，その内容が独占禁止法の規定に違反しても，法定の手続きに従って行われるので，独占禁止法の適用を受けない。他方，調査開始後提訴者と被提訴者が会合し，政府の認定したダンピング・マージンについて合意に至り，調査当局に対し認定したダンピング・マージンを内容とする約束を受諾するよう請願する場合には，合意の内容は政府の決定した事項に過ぎず，かつ，かかる請願は権利の正当な行使であるから，当該行為は，不当な取引制限行為とは言えず，独占禁止法の適用の余地はないと解される。(111) ところが，合意の内容が，政府の認定した事項を越え価格の引き上げまたは輸出数量制限を包含する場合，不当な取引制限行為となり，独占禁止法6条1項または3条に違反するおそれが強い。(112) そこで，アンチ・ダンピング調査においては，手続きに従って行われる約束は，独占禁止法に違反しないが，私企業間の価格約束とVERは，大抵の場合独占禁止法に違反することとなる。

ところで，政府が関与する約束は，調査が開始された場合にのみ行われなければならないが，今まで三件のアンチ・ダンピング提訴は，全部調査開始前に輸出国側のとった措置により取り下げられた。(113) かかる関税定率法の枠外で行われる輸出価格の引き上げまたはVER措置は，法定の手続きを逸脱し，外国主権強制などの抗弁がない限り，通常独占禁止法違反となる。当該措置は，提訴者側の関与なしに専ら輸出業者により一方的に実施されるものであって，かつ，不当な取引制限行為の構成要件に該当し，日本市場に実質的な効果を及ぼす場合には，独占禁止法3条の適用を受ける。(114) これは，いわゆる独占禁止法の域外適用である。一方，提訴者が，輸出業者と合意して当該措置を実施する場合には，独占禁止法6条1項における不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際協定の締結禁止に違反する。その際，競争制限効果が発生しなくても，当該国際協定の締結行為それ自体が，独占禁止法違反となる。(115) もちろん，当該国際協定により日本市場における競争が実質的に制限される場合には，3条の規定が適用されうることとなる。

いずれにせよ，VER協定に参加する国内事業者に対する独占禁止法の適用には，問題がないが，独占禁止法における関係人への文書送達規定には，外国に

所在する企業への文書送達が，許容されないと解されている[116]。とすると，日本に住所，営業所または事務所のない外国事業者に対し，独占禁止法が適用できなくなる。このことは，外国事業者による独占禁止法の違反行為規制の実効性を著しく損なう。したがって，文書送達規定の整備あるいは法律の解釈により，これに対処する必要があると指摘されている[117]。なお，現在のところ，外国事業者に文書送達をすることができない限り，外国輸出業者のVER実施行為は，独占禁止法の適用を受けないようである。このようにして，外国輸出業者は，提訴者側からVERの実施を要請される場合には，一方でVERにより超過利潤を得てアンチ・ダンピング調査手続きを回避し，他方で日本の独占禁止法の適用も受けないので，当該要請に応じやすくなる。それにより，アンチ・ダンピング提訴が，濫用されるおそれがある。

かような濫用を防止しようとするのであれば，調査当局は，提訴に当たってダンピングの存在，損害要件の存在及び両者の間の因果関係の存在などについての十分な証拠があるか否かを厳格に審査する必要がある[118]。また，調査当局は，提訴者が提訴を取り下げる際，相殺関税及び不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン２（７）を積極的に運用すべきである。ガイドライン２（７）によると，当該提訴の取り下げが公共利益に反すると認められる場合には，調査当局は，提訴の取り下げを無視し調査を続けることができる。そして，調査当局は，アンチ・ダンピング税の課徴要件が充たされる場合，外国業者にアンチ・ダンピング税を課すことにより，VERの実施誘因を減殺し，それの存続を断念させるようにするべきである。他方，調査の結果アンチ・ダンピング税を課す必要がない場合には，外国輸出業者にとって，VER実施の原因がなくなるので，正常の貿易形態に戻る可能性が，強くなる。なお，アンチ・ダンピング提訴の濫用が明白である場合には，当該提訴の濫用行為が，不公正な取引方法一般指定15項に該当し独占禁止法19条に違反することもありうると思われる。

ともかく，公正取引委員会が，VERの実施と関連のある国内事業者または外国業者の日本における営業所をとらえて，独占禁止法に基づいて当該VER措置を訴追する余地は，依然として少なくない。消費者保護の目的を達成するために，公正取引委員会による独占禁止法の積極的な運用姿勢が，期待されている。

V. おわりに

VER は，国内の政治的圧力に対応する場合には，ありうべき避難場所を提供することができると指摘されている(119)。特に，行政部門が自由貿易を擁護するのに対して，議会が多くの選挙者団体からの保護貿易圧力に対処しなければならない場合には，輸出国の VER 実施により表向きには自由貿易が，守られながら，政治的圧力の要求も満足し得る(120)。更に，VER の実施により無差別的にすべての国からの輸入を制限することが，不要となり，貿易摩擦の発生も，回避されうる。この意味では，VER は，少なくとも一時的に国際貿易摩擦の防止と国際政治の緊張関係を緩和するのに役立っている。とはいえ，ある産業の保護を目的とする VER の前例が存在している以上，その後他の産業も，自分の利益を保護しようとする場合政治的圧力をかけて VER の実施を要求することとなる。かくして，VER の実施は，しだいに拡大してゆく傾向を見せる。これは，却って輸出入国間の緊張関係を引き起こす。絶え間なく紛争のある対米鉄鋼 VER は，まさにこのような事例である(121)。

ところで，貿易摩擦を防止するといっても，国際貿易ルールである GATT の自由，無差別，多角的精神に違反することが，許容されるべきではないと思われる。それにもかかわらず，現実には，VER のような二国間の取決めが，蔓延している。さらに，一定の条件の下で選択的セーフガードを認めることは，GATT に対する信頼の維持と GATT 全体の安定性の向上に貢献するかもしれないとの意見もある(122)。しかし，VER と同じように選択的セーフガードは，GATT の基礎である比較優位原則に違反し，経済的厚生の最大化の達成を妨げる。しかも，選択的セーフガードの容認は，VER に合法性の地位を与え，VER の蔓延に拍車をかけるおそれがある。このことは，最終的に輸入国の消費者に大きな損失をもたらす。種々の VER の弊害に鑑み，VER の蔓延を規制することは，国際的にも国内的にも重大な課題となる。

現在行われているウルグアイ・ラウンドにおいては，VER に対する取り扱いの問題が，セーフガードの選択適用問題と合わせて議論されているが(123)，選択的セーフガードが認められるべきでないことは，すでに述べた。したがって，VER の規制問題が，独自に取り上げられるべきである。VER の蔓延を阻止しようとすれば，国際的に二つのことが考えられる。一つは，GATT それ自体の執行力

の強化であり，もう一つは，VER の発生源を対象とし，輸出国，輸入国ともに受け入れられるようにセーフガード措置を改正することである。(124) 他方，国内的には，競争政策担当当局は，VER に関する貿易政策の形成に積極的に関与し，VER によってもたらされる国内競争状況の変化や消費者に対する影響などについての意見を提出すべきである。国内消費者に多くの損失を与える VER に対し，競争政策担当当局は，競争法の規定に基づいて当該 VER を訴追することも真剣に考えるべきであろう。これまで，VER の実施に際して関係国は，多くの場合政治と貿易紛争の回避に焦点を合わせてきたが，これからはその視野を法と消費者の分野にまで広げることが，必要となるであろう。

(1991. 2. 5脱稿)

註

(1) VER の実施手段としては，輸出数量の上限制限または輸出最低価格の設定などが挙げられるが，以下の説明は，輸出数量制限を中心にしぼる。

(2) Michel Kostecki, “Export Restraint Arrangement and Trade Liberalization”, The World Economy, December 1987, p. 426.

(3) Id., pp. 428-29.

(4) Peter B. Kenen, The International Economy (Prentice-Hall International Editions, 1989), pp. 232-33.

(5) 本稿では，1条における最恵国待遇と13条における無差別待遇を同様に取り扱うが，論者により両者の間に若干の違いがある。See Edmond McGovern, International Trade Regulation (London:Globefield Press, 1986), p. 254.

(6) Report of Chairman of Safeguards Committee, BISD 30 s/216 (1984) at 218.

(7) OECD 編，公正取引委員会事務局官房渉外室訳『競争政策と貿易政策―その相互作用』64頁（大蔵省印刷局，1987)。

(8) Clemens F. J. Boonekamp, “Voluntary Export Restraints”, Finance and Development, December 1987, p. 3.

(9) Jagdish Bhagwati, Protectionism (Cambridge, MA:MIT Press,1988), pp. 45-47.

(10) 佐藤英夫「日米関係と GATT―灰色措置の起源―」貿易と関税1990年5月号参照。

(11) 小田正雄「GATT と輸出自主規制」貿易と関税1990年3月号61頁。

(12) David Greenaway, Trade Policy and the New Protectionism (New York: St. Martin’s Press, 1983), p. 135.

(13) Id., p. 138.
(14) Cf. R. A. Brecher and J. N. Bhagwati, "Voluntary Export Restrictions versus Import Restrictions: A Welfare- theoretic Comparison", in Henry K Kierzkowski (ed.) , Protection and Competition in International Trade (New York: Basil Blackwell, 1987)
(15) 小田，前掲（註11）66-67頁。
(16) なお，当該産業における業者の数が多ければ多いほど，価格に関する合意の形成が，困難になる。
(17) Charles Collyns and Steven Dunaway, "The Cost of Trade Restraints:The Case of Japanese Automobile Exports to the United States", in Philip King (ed.) , *International Econonics & International Economic Policy: A Reader* (McGraw-Hill, Inc., 1990) , p. 21.
(18) OECD 編，前掲（註７）139頁。
(19) 小島清「対米自主規制の経済分析」一橋論叢1981年11月号549頁。
(20) Boonekamp, supra note 8, p. 4 (Summary of GATT Report) .
(21) 他の六つの選択肢には，以下のものがある。1, Remove distortion directly:2, Subsidize labour;3, Subsidize production;4,Tariff plus export subsidy;5, Tafiff;6, Import quota. See Martin Wolf, "Why Voluntary Export Restraints ? A Historical Analysis", The World Economy, September 1989, pp. 284-85.
(22) 小島，前掲（註19）551頁。
(23) OECD 編，前掲（註７）138頁。
(24) この反回避税（anti-circumvention duty）は，すでに1990年５月16日にGATT 理事会によってGATT ３条２項に違反すると裁定された。
(25) 関口末夫「輸出自主規制の経済分析」成蹊大学経済学部論集1989年10月号23頁。
(26) Wolf, supra note 21, p. 285.
(27) J. H. Jackson and William Davey, Legal Problem of International Economic Relations (St. Paul:West, 2d ed., 1986) , p. 614.以下には，特に言及しない限り，GATT との関連で VER は，GATT 加盟国の政府による措置であると考えられる。
(28) J. H. Jackson, "The GATT Consistency of Export Restraint Arrangement", The World Economy, December 1988, p. 489.
(29) 1988年５月５日付朝日新聞。
(30) J. H. Jackson, The World Trading System:Law and Policy of International Economic Relations (Cambridge, MA:MIT Press,1989) , p. 181.
(31) かかる動きについては，山澤逸平「ウルグアイ・ラウンドは管理貿易化を阻止できるか」貿易と関税1990年３月号37-40頁参照。

(32) J. H. Jackson, World Trade and Law of GATT (1969), pp. 564-65; Kenneth W. Dam, The GATT:Law and International Economic Organization (1970), pp. 104-105;McGovern, supra note 5, pp. 292-93.

(33) See Marco C. E. J. Bronckers, "The Non-Dircriminatory Application of Article XIX GATT:Tradition or Fiction ?", 7 L. I. E. I. 35 (1981/2);Bronckers, "Reconsidering the Non-Discrimination Principle as Applied to GATT Safeguard Measures: A Rejoinder", 9 L. I. E. I. 113 (1983/2). Cf. Mark Koulen, "The Non-Discriminatory Interpretation of GATT Article XIX(1): A Reply", 9 L. I. E. I. 87 (1983/2).

(34) O.ロング著，落合・清水訳『ガットと経済摩擦』60頁（敬文堂，1989）

(35) Robert E. Baldwin, Trade Policy in a Changing World Economy (Harvester-Wheatsheaf, 1988), p. 235.

(36) Dam, supra note 32, p. 104.;Richard Senti, GATT:System der Welthandelsordnung, 1986, S. 125.

(37) Brian Hindley, "Voluntary Export Restraints and the GATT's Main Escape Clause", The World Economy, March 1980, pp. 331-32.

(38) Jackson, supra note 28, p. 494.

(39) Ernst-Ulrich Petersmann, "Gray Area Trade Policy and the Rule of Law", Journal of World Trade, April 1988, pp. 31-32.

(40) See James W. Prendergast, "The European Economic Community's Challenge to the U. S.-Japan Semiconductor Arrangement", 19 Law and Policy in International Business 579 (1987); 山手治之「日米半導体紛争」，斉藤・坂野・林編『経済摩擦と調整―政策と法―』（法律文化社，1989）。

(41) Prendergast, id., pp. 590-91.

(42) Brian Hindley, "GATT Safeguards and Voluntary Export Restraints: What Are the Interests of Developing Countries ?", 1 The World Bank Economic Rev. 693-94 (1987).

(43) Petersmann, supra note 39, p. 33;小原喜雄「輸出自主規制とGATT 19条」貿易と関税1989年2月号42頁。

(44) Petersmann, id., p. 25.

(45) Id.,p. 33.;小原，前掲（註43）41頁。

(46) Petersmann, id., p. 43.

(47) Jackson, supra note 28, p. 496.

(48) Petersmann, supra note 39, pp. 32-35.

(49) Jackson, supra note 28, p. 492.

(50) GATT21条も，このような例外のようである。Id., p. 497. See also Petersmann, supra note 39, p. 25.

(51) Wolf, supra note 21, p. 282.

(52) Kostecki, supra note 2, p. 428.
(53) 201条の解説については，米国下院歳入委員会編，福島栄一監訳『米国の通商関連法―その背景と法律解説』102-108頁（日本貿易振興会，1987）参照。
(54) 松下満雄『国際経済法』34頁（有斐閣，1988)。
(55) U.S. Const. art. I, § 8, cl. 3.
(56) See Jackson and Davey, supra note 27, Chap. 3.
(57) この事件の概要について，松下満雄『日米通商摩擦の法的争点―紛争事例分析―』23-27頁（有斐閣，1983）参照。
(58) Consumers Union of the United States, Inc. v. Rogers, 352 F.Supp. 1319 (D.D.C. 1973) ; Consumers Union of the United States, Inc. v. Kissinger, 506 F.2d 136 (D.C. Cir. 1974) , cert. denied, 421 U.S. 1004 (1975) .
(59) Trade Expansion Act of 1962, § 201, 19 U.S.C.A. § 1821.
(60) 352 F.Supp. at 1323.
(61) 506 F.2d at 143.
(62) なお，かかる議会の拒否権が，Immigration and Naturalization Office v. Chadha, 462 U.S. 919 (1983) によって違憲と判断された。
(63) Spencer W. Waller, "Redefining the Foreign Compulsion Defense in U.S. Antitrust Law", 14 Law and Policy in International Business 764 (1982) .
(64) Harvey M. Applebaum,"Antitrust Aspects of Trade Law Cases", 50 Antitrust L.J. 768 (1982) .
(65) See Letter, Dated December 29, 1980, From Associate Attorney General Shenefield to Senator Levin, reprinted in Jhckson and Davey, supra note 27, pp. 617-18.
(66) Trade Act of 1974, § 301, 19 U.S.C § 2411.
(67) この改正については，福島栄一監修『米国の88年包括通商・競争力法』第三章（日本貿易振興会，1989）参照。
(68) ウェーカリックス・ウイルソン・ウァイゲル共著，松下満雄監訳『アメリカ通商法の解説』490-91頁（商事法務，1989)。
(69) Kenneth G. Elzinga, "Antitrust Policy and Trade Policy: An Economist's Perspective", 56 Antitrust L.J. 439 (1987) .
(70) 15 U.S.C.A. § 1.
(71) 15 U.S.C.A. § 15.
(72) United States v. Aluminum Co. of America, 148 F. 2d 416 (2d Cir. 1945) .
(73) Timberlane Lumber Co. v. Bank of America, 549 F. 2d 579 (9thCir. 1977) . Mannington Mills v. Congoleum Corp., 595 F.2d 1287 (3rd Cir.

1979).

(74) 「管轄権に関する合理の原則」の概要について，本田直志「国際的競争制限に対する法規制の現状と問題点」一橋論叢1989年7月号64-66頁参照。

(75) U.S. DOJ's Antitrust Enforcement Guidelines for International Operations（和訳，国際商事法務17巻120頁以下（1989）参照)。

(76) The American Law Institute, Restatement (3rd) of the Foreign Relations Law of the United States, §§ 402-403 (1987)（和訳，国際法外交雑誌88巻540頁以下（1989）参照)。See also F.K. Juenger, The Extraterritorial Application of American Antitrust Law and the New Foreign Reltions Law Restatement, WuW 1990, 620ff..

(77) See Laker Airways Ltd. v. Sabena Belgium World Airways, 731 F. 2d 909 (D.C. Cir. 1984). See also Karl M. Messen, "Antitrust Jurisdiction Uuder Customary International Law", 78 A.J.I.L. 783-89 (1984).

(78) Joe Sims and Edith Scott, "Antitrust Consequences to Private Parties of Participation in and Settlement of Selected Trade Actions", 56 Antitrust L.J. 580 (1987).

(79) 352 F.Supp. at 1319, 1323.

(80) Donald E.de Kieffer, "Antitrust and the Japanese Auto Quotas", 50 Antitrust L.J. 783 (1982).

(81) 反トラスト法上の私人提訴の役割は，private attorney general と呼ばれている。

(82) Barry E. Hawk, "Special Defenses and Issues, including Subject Matter Jurisdiction, Act of State Doctrine, Foreign Government Compulsion and Sovereign Immunity", 50 Antitrust L.J. 564 (1982)

(83) Henry C. Pitney, "Sovereign Compulsion and International Antitrust: Conflicting Laws and Separating Powers", 25 Columbia Journal of Transnatioal Law 410-11 (1987).

(84) Sims and Edith, supra note 78, p. 581 n. 89.

(85) Interstate Circuit, Inc. v. United States, 306 U.S. 208 (1939).

(86) Id. at 226-27.

(87) Waller, supra note 63, pp. 785-93.

(88) 州行為理論の下では，明示的に表明された州の政策に従って州の積極的な監督に服する反トラスト行為が，適用除外となる。

(89) Interamerican Refining Corp. v. Texaco Maracaibo, Inc., 307 F.Supp. 1291 (D.Del. 1970).

(90) Hawk, supra note 82, p. 570.

(91) See Letter, Dated May 7, 1981, From Japanese Ambassador Okawara to U.S. Attorney General Smith, reprinted in Jackson and Davey, supra note 27, pp. 619-21.

(92) See Letter, Dated May 7, 1981, From Attorney General Smith to Japanese Ambassador Okawara, reprinted in Jackson and Davey, id., pp. 621-22.

(93) 当該草案の和訳，国際商事法務16巻638頁以下（1988）参照。

(94) 河本一郎『現代会社法』（第四版）179頁（商事法務，1989）。

(95) Barry E. Hawk, United States, Common Market and International Antitrust:A Comparative Guide（Law & Business, Inc., 1979）, p. 154

(96) Michael William Lochmann, "The Japanese Voluntary Restraint on Automobile Exports: An Abandonment of the Free Trade Principles of the GATT and the Free Market Principles of United States Antitrust Laws", 27 Harvard Intl. L.J. 143, 149（1986）

(97) Kostecki, supra note 2, pp. 436-37.

(98) U.S. Const. amend. I.

(99) Eastern Railroad Presidents Conference v. Noerr Motor Freight, 365 U.S. 127（1961）; United Mine Workers of America v. Pennington, 381 U.S. 657（1965）.

(100) Daniel R. Fischel, "Antitrust Liability for Attemps to Influence Government Action: The Basis and Limits of the Noerr-Pennington Doctrine", 45 U.Chi.L.Rew. 107（1977）.

(101) Sims and Edith, supra note 78, p. 577.

(102) Fischel, supra note 100, pp. 120-21.

(103) Coastal States Marketing, Inc. v. Hunt, 694 F.2d 1358（5th Cir. 1983）. Cf. Occidental Petroleum Corp. v. Buttes Oil & Gas Co., 331 F. Supp. 92（C.D. Cal. 1971）, aff'd per curiam, 461 F.2d 1261（9th Cir. 1971）, cert. denied, 409 U.S. 950（1972）.

(104) Sims and Edith, supra note 78, p. 588.

(105) Hawk, supra note 82, p. 571.

(106) 公正取引委員会事務局編『ダンピング規制と競争政策―独占禁止法の域外適用』133頁（大蔵省印刷局，1990）。

(107) 松下，前掲（註54）47頁。

(108) 輸入カルテルの例としては，生糸・絹製品の輸入に対応するため結成せしめられた輸入カルテルが挙げられる。池田澄「生糸・絹製品の輸入調整」ジュリスト623号88頁以下（1976）参照。

(109) 丹宗昭信「反ダンピング法と独占禁止法―独占禁止法によるダンピング規制は可能か？」公正取引463号 8 頁（1989）。

(110) See Edwin A. Vermulst, Antidumping Law and Practice in the United States and European Communities (Amsterdam:North-Holland, 1987), Chap. 3.5。

(111) Theodore L. Banks and David G. Gill, "Task Force Report: The

Antitrust Guide for International Operations Revisited", 54 Antitrust L.J. 872-77 (1985).

(112) Id., p. 877.

(113) 日本ニット工業連合会の提訴を除く他の二件の経過概要について，雨貝二郎「我が国不当廉売関税・相殺関税制度の仕組み」ジュリスト829号20頁以下（1985）参照。

(114) 公正取引委員会編，前掲（註106）第二部の第1，3章参照。

(115) 松下満雄『独占禁止法と国際取引』61・63頁（東京大学出版社，1974）

(116) 公正取引委員会編，前掲（註106）73頁。

(117) 同前76頁。

(118) 同前36頁。

(119) O. ロング著，落合・清水訳，前掲（註34）91頁。

(120) Bhagwati, supra note 9, p. 58.

(121) 鉄鋼事例については，野林健『保護貿易の政治力学－アメリカ鉄鋼業の事例研究』（勁草書房，1987）参照。

(122) 北村大「マルチラテラリズムの神話－セーフガード紛争処理を中心に」貿易と関税1989年10月号17頁。Cf. Jan Tumlir, "GATT Rules and Community Law", in Hilf-Jacobs-Petersmann (eds.), The European Community and GATT (Deventer : Kluwer, 1986), pp. 19-21 (Return to the Rule of Law).

(123) 大西康雄「ウイグアイ・ラウンド交渉の最近の状況について」貿易と関税1990年10月号13頁。

(124) See Bhagwati, supra note 9, pp. 118-20.